

= 業界情報 =

騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

本年度の標記検定は、次により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）を確認され、該当する場合は、必ず検定を受けられますよう、お知らせいたします。

検定の有効期限を越えての指定整備は行えませんのでご注意下さい。

なお、当日は検定のための預かりは出来ませんので、ご了承よろしくお願ひします。

1. 日 時 5月30日（火）9：30～15：00
(受付 9:30～14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 042-679-0147
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



有効期限を必ず確認！！

令和5年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施致します。

また、該当支部の事業場(認証工場)には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
峡 北	令和5年5月24日(水)	峡北自動車整備協業組合	10:00～16:00
大 月	9月 4日(月)	小林自動車整備工場	10:00～16:00
岳 麓	9月 20日(水)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00～16:00
岳 麓	9月 21日(木)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00～16:00
岳 麓	9月 25日(月)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00～16:00
南巨摩北	10月 4日(水)	午前 河西工業(有) 午後 (株)三和	午前 10:00～12:00 午後 13:00～16:00
甲 府 西	10月 23日(月)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
甲 府 西	10月 24日(火)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
甲 府 東	12月 4日(月)	振興会 実習場	9:00～16:00
南巨摩南	令和6年1月 15日(月)	各事業場 巡回	10:00～16:00
上野原	3月 4日(月)	各事業場 巡回	10:30～16:00
東 八	3月 13日(水)	振興会 実習場	9:00～16:00
東 八	3月 14日(木)	振興会 実習場	9:00～16:00
東 八	3月 15日(金)	振興会 実習場	9:00～16:00

令和4年度下半期整備管理者選任前研修の実施について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から通知がありましたので、お知らせします。

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用的本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

事業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台数 (使用の本拠ごと)
事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。)	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車)	1台以上 5台以上
自家用	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	乗車定員30人以上の自動車の場合は1台以上 乗車定員11人以上29人以下の自動車の場合は2台以上 5台以上
レンタカー	<input type="radio"/> バス (乗車定員11人以上の自動車) <input type="radio"/> 大型トラック等 (車両総重量8トン以上) <input type="radio"/> その他の自動車	1台以上 5台以上 10台以上
貨物軽自動車運送事業用自動車	<input type="radio"/> 軽自動車又は小型二輪自動車	10台以上

3. 実施日

- (第1回) 4月19日(水)
- (第2回) 5月17日(水)
- (第3回) 6月14日(水)
- (第4回) 7月19日(水)
- (第5回) 7月20日(木)
- (第6回) 9月13日(水)
- (第7回) 9月14日(木)

※ 新型コロナウイルスの影響により開催が中止になる可能性があります。

4. 時間（各実施日共通）

受付時間 13：00～13：30 研修時間 13：30～15：40

5. 会場

山梨運輸支局（A棟）2階会議室（定員13名）（山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9）

6. 受講対象者

整備管理者として選任を予定されている方。

山梨県在住または在勤の方に限る。

（県内限定の解除をした場合は支局HPでお知らせします。）

また、過去2週間以内に発熱や風邪症状や服薬等がないこと。

※次の条件の方は受講する必要がありません。

・過去に整備管理者選任前研修を受講し修了証を受領した方。

・自動車整備士の資格をお持ちの方。

7. 申込方法

研修実施日の1週間前まで（必着）に「整備管理者選任前研修受講申込書」（山梨運輸支局HP）を作成の上、下記の申込先へFAXして下さい。

（※当日の申し込みは受理できません。）

なお、定員を超えた場合は、受講日変更の通知します。

8. 申込先 山梨運輸支局 保安担当 FAX 055-263-1418

(TEL 055-261-0882)

9. 受講料 無料

10. 携行品 ①運転免許証等本人確認ができるもの

②筆記用具

11. その他 ①研修当日は体温測定を行い測定結果及び健康状態を申し出ること。

②窓を開放して研修を開催するため熱中症又は防寒対策をお願いします。

③指示に従わない場合は受講をお断りさせて頂く場合があります。

※ 山梨運輸支局ホームページ（整備管理者関係）

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanasi/seibi_about.html

独立行政法人自動車技術総合機構の検査場内における事故防止について

独立行政法人自動車技術総合機構より、検査場内において、クレーンブーム等の格納を忘れて検査コースに入場して先端を庇等に衝突させる事故が多数発生していることから、事故防止の注意喚起等について協力依頼がありましたので、お知らせします。

自動車技術総合機構からのお知らせ

**クレーンブーム等の
格納忘れ事故に注意！**

事例 1

The sequence of images illustrates a series of events:

- Image 1:** A truck is shown from a front-three-quarter angle, driving towards a检测点 (Inspection Point). A red circle highlights the crane boom at the top of the truck's cab.
- Image 2:** The truck has moved forward, and the crane boom is now pointing downwards. A red circle highlights the same area as in Image 1.
- Image 3:** The truck has continued to move forward, and the crane boom has hit a large white sign with the number "3" on it. A red circle highlights the impact point on the sign.
- Image 4:** The truck has stopped or reversed slightly, and the crane boom has hit a surveillance camera mounted on a pole. A red circle highlights the impact point on the camera housing.

Each image is accompanied by a caption describing the specific action or collision:

- Image 1: ブームを上げキャビンを起こし車台番号等を確認。
- Image 2: ブームを下げ忘れたまま前進。
- Image 3: 更に前進、コース上部の案内看板と防犯カメラに衝突。

事例2



車台番号等の確認後、クレーンを降ろし忘れて検査コースを退出しようと前進し、出口上部のシャッターおよびボックスに衝突。



検査コースの出入口を損傷しますと破損物の落下の危険等によりコース閉鎖に繋がる事が多く、待機されていた他の受検者の皆様にご迷惑をお掛けする事になります。

また、建屋の修理に加えお客様から預かった車両及び昇降器の修理等のため大きな費用発生を伴う場合があります。

**受検車両を発進させる際
ブーム等の格納忘れに
ご注意ください。**



独立行政法人
自動車技術総合機構

第54回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

標記「整備需要等の動向調査」の結果がまとまりましたので概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6か月間における業績および向こう6か月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために平成8年7月から半年毎に実施しているものである。

2. 調査時期及び調査地区

- ・調査時期：令和5年1月
- ・調査地区：全国

3. 調査対象及び回収数

・調査対象：専業の認証	(回収数 271)
：専業の指定	(回収数 386)
：ディーラーの指定	(回収数 311)
	回収合計 968

4. 調査結果の概要

1. 今期(令和4年7月～12月)は令和5年1月時点の調査であり、経済指標は次の通り

○GDP成長率(四半期別、1次速報値、R5.2.14内閣府発表)

実質GDP成長率は、7～9月期が▲0.3%、10～12月期が+0.2%

名目GDP成長率は、7～9月期が▲0.8%、10～12月期が+1.3%

○家計調査(総世帯、令和4年第3～4四半期、対前年同期比)

消費支出(家計全体) +5.0%

自動車等部品・関連用品 +14.1%

自動車整備費 +4.5%

○景気動向指数(CI一致指数、各月速報)

「改善」(R4.7～11)→「足踏み」(R4.12)

2. 今期の総整備売上高DI、総入庫台数DIは共に悪化

○総整備売上高DIは前期のマイナス20.1から17.1ポイント低下して、マイナス3.0に改善した。

業態別では専業認証が8.7ポイント増、専業指定が13.6ポイント増、ディーラーが29.6ポイント増といずれも改善、ディーラーは1年半ぶりにプラス圏に浮上した。

○総入庫台数DIは、前期のマイナス28.1から13.4ポイント上昇して、マイナス14.7に改善した。

業態別では専業認証が11.5ポイント増、専業指定が14.0ポイント増、ディーラーが15.6ポイント増といずれも改善した。

○今期の継続検査台数は、登録車が前年同期比でプラス4.2%、軽自動車がプラス2.0%、全体でプラス3.4%と増加した。継続検査台数は、増税やエコカー対策などによる新車販売台数の影響を受け増減を繰り返しており、今期は、プラスとなる周期であったうえ、半導体不足やコロナ禍によるサプライチェーンの減産などによる新車の長納期化が解消せず、ユーザーが代替予定車両の継続検査をやむを得ず受検するケースが続いていることなど、法定需要の下支えもプラス要因となつたとみる。

3. 来期(令和5年1月～6月)の予想総整備売上高DI、総入庫台数DIはいずれも改善

○来期の予想総整備売上高DIは前回のマイナス26.5から11.6ポイント上昇して、マイナス14.9に改善した。業態別では、専業認証が3.0ポイント増、専業指定が13.6ポイント増、ディーラーが17.4ポイント増といずれも改善した。

○来期の予想総入庫台数DIは、前回のマイナス28.9から10.2ポイント上昇して、マイナス18.7に改善した。業態別では専業認証が3.1ポイント増、専業指定が15.9ポイント増、ディーラーが10.0ポイント増といずれも改善した。

4. 整備業界全体の景況感DIは1年半(3期)ぶりに改善

業界全体の景況感DIは、前回のマイナス57.1から2.8ポイント上昇して、マイナス54.3に改善した。令和2年7月(49回調査、マイナス77.2)を底に持ち直しの動きがみられるが、力強さを欠く。

5. 整備士の過不足感DIは、2年(4期)連続で悪化

整備士(労働力)の過不足感DIは、前回のマイナス60.2から3.1ポイント低下し、マイナス63.3に悪化した。いずれの業態もDIは低下傾向にある中で、ディーラー(マイナス81.3)と専業認証(マイナス42.9)の差は38.4ポイントもあり、ディーラーの不足感が極めて強い。

6. 求人募集をした事業場は半数超、ディーラーの実施率が高い

整備士の求人募集をした事業場¹は全体では53.2%と、半数を超えており、過不足感DIの改善がみられないで、前回より1.8ポイント低下した要因は、標本誤差によるものとみている。業態別の実施率をみると、専業認証が18.8%、専業指定が52.6%、ディーラーが83.9%となっており、業態間の温度差が大きい。

一方、募集経路は、いずれの業態も「ハローワークに求人申込」が最多であるが、ディーラーは「民間求人サービスに掲載」や「自社webサイトに掲載」も多く、複数経路を併用している事業場が多い。「その他」には、「専門学校」「本社で一括」「知人に紹介を頼む」「自治体の集団面接会」「振興会のホームページ」「技能実習生」などがあった

¹ 求人募集をした事業場(%) = 100% - { (求人募集の実績について「何もしていない」と回答した事業場(%)) + (求人募集の実績について「無記入」で回答した事業場(%)) }

エンジンオイルとオイルフィルターのメンテナンス不良による
エンジン破損や車両火災が発生しており、注意喚起をお願いします！

トヨタ自動車株式会社

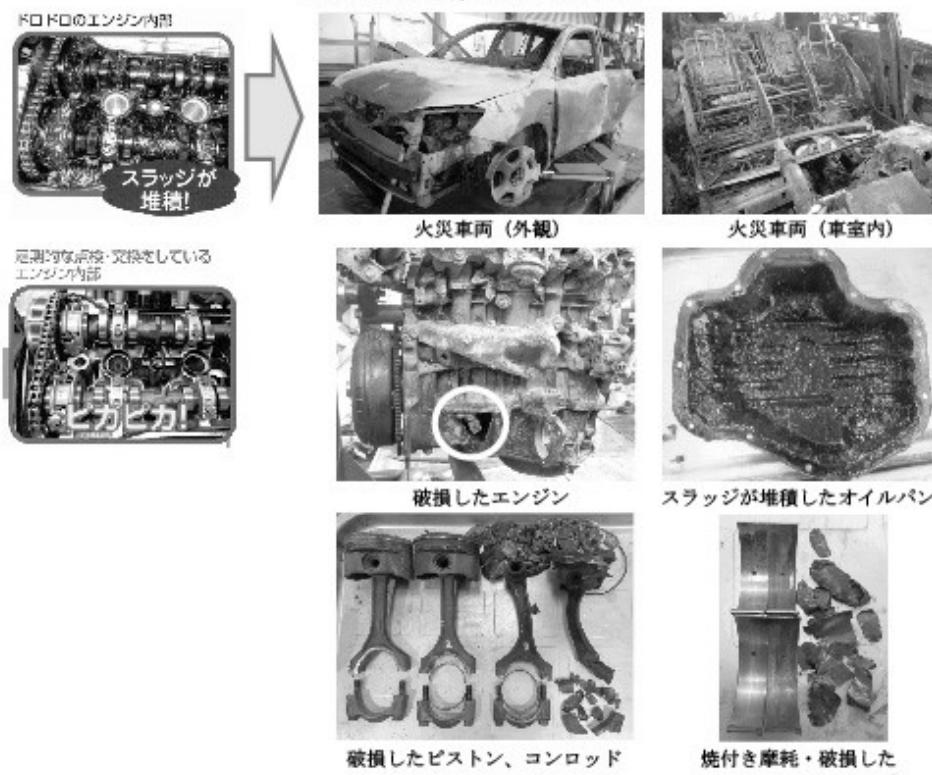
エンジンオイルとオイルフィルターを定期交換されない場合や交換時にエンジン内に異物が混入したことによるエンジン破損や車両火災が発生しています。定期交換の不備や異物の混入は潤滑性能や冷却性能の低下により部品が損耗し、その後、エンジンオイルとオイルフィルターを定期交換しても損耗は解消できないため、車両を長期に安心してご使用いただくためには、新車購入時から継続して適切に交換する必要がありますので、下記にご留意いただくようお願いします。

- ・エンジンオイルとオイルフィルター交換の重要性と共に、定められた時期または走行距離で確実に交換いただくよう、お客様へも注意喚起をお願いします。
(定期交換時期はメンテナンスノートを参照ください)
- ・エンジンの異音や不調等がある場合や、エンジンオイル等交換の際に著しいオイルの減少や劣化を確認した場合も同様に、エンジンを点検修理いただくよう、お客様へご案内をお願いします。
- ・エンジンオイル等交換時の異物混入には下記にご注意いただくようお願いします。

<注意事項（異物混入防止）>

- ・空気中の砂や埃等異物が入らないような場所で作業して下さい。
- ・オイル注入口、オイルフィラーキャップ及びオイルフィルター取付部に異物の付着がないことを確認して下さい。異物が付着している場合には、清潔なウエス等で清掃下さい。
- ・オイルジョッキ等の容器を用いて給油する場合は、清潔な容器をご使用下さい。

<エンジン破損、車両火災の例>



*エンジンオイルとオイルフィルターの交換時期は、車種や使用状況により異なりますので、車載のメンテナンスノートをご参照下さい。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.135

【内容】直らなかつたのに修理代を支払わなければならないのか

・車名：輸入車 ・登録年：平成23年 ・走行距離：11万km

エンジンに不調が生じ、正規ディーラーに入庫した。数日して「タイミングチェーン、点火プラグ等の交換が必要で20万円ぐらいかかる」との連絡があり、直るならと承諾した。数日後、「部品を交換したが改善しないので、シリンドヘッドの修理が必要になる。タイミングチェーンが伸び、タイミングのずれでピストンとバルブが接触しており、50万円程の修理代がかかるかどうか」と確認があった。追加の50万円を今の生活費から捻出するのは厳しいので廃車することも考えているが、初めから70万円かかると分かっていれば修理せずに手放していた。直っていないものに20万円を支払わないといけないのか。

【対応】

部品交換作業の承諾をいただいて実際に実施しているので、全く払わないというのはおかしな話である。「20万円かけば直る」といわれたなら診断ミスといえるので、修理代の過失分的な所は払わなくてもよいかもしれないが、「複数の原因があるかもしれない」ので、まずこれをやってみないと直るかわからない」という説明があったなら、20万円で収まらないことは予測できたのではないか。どちらの説明を受けたかにより、交渉内容は変わる」と助言すると、「『原因がわかった』と説明の中で言っていたので、私は「直る」と認識していた。まさか追加でさらに50万円もかかるなど考えもしなかった」と言わされたので、「そのように説明されたことと、初めから70万円の見積りなら修理しなかったことを責任者に話して下さい」と伝えると、「頭の中の整理ができた。話し合ってみます。何かあれば相談に乗ってください」と言われ、相談を終えた。

関係団体人事異動について

【関東運輸支局山梨運輸支局】

新 所 属	氏名	旧 所 属
関東運輸局 自動車技術安全部次長	加野島 仁	山梨運輸支局長
東京運輸支局 陸運技術専門官(保安)	伊藤 誠二	山梨運輸支局 陸運技術専門官(保安)
千葉県運輸支局 首席陸運技術専門官付(整備)	合田 芳輝	山梨運輸支局 首席陸運技術専門官付(整備)
山梨運輸支局長	菊池 雅彦	自動車監査指導部 首席自動車監査官(旅客担当)
山梨運輸支局 陸運技術専門官(保安)	佐藤 正幸	自動車技術総合機構 関東検査部 茨城事務所主席自動車検査官
山梨運輸支局 首席陸運技術専門官付(整備)	関屋 陽介	自動車技術総合機構 関東検査部 足立事務所自動車検査官補

【独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所】

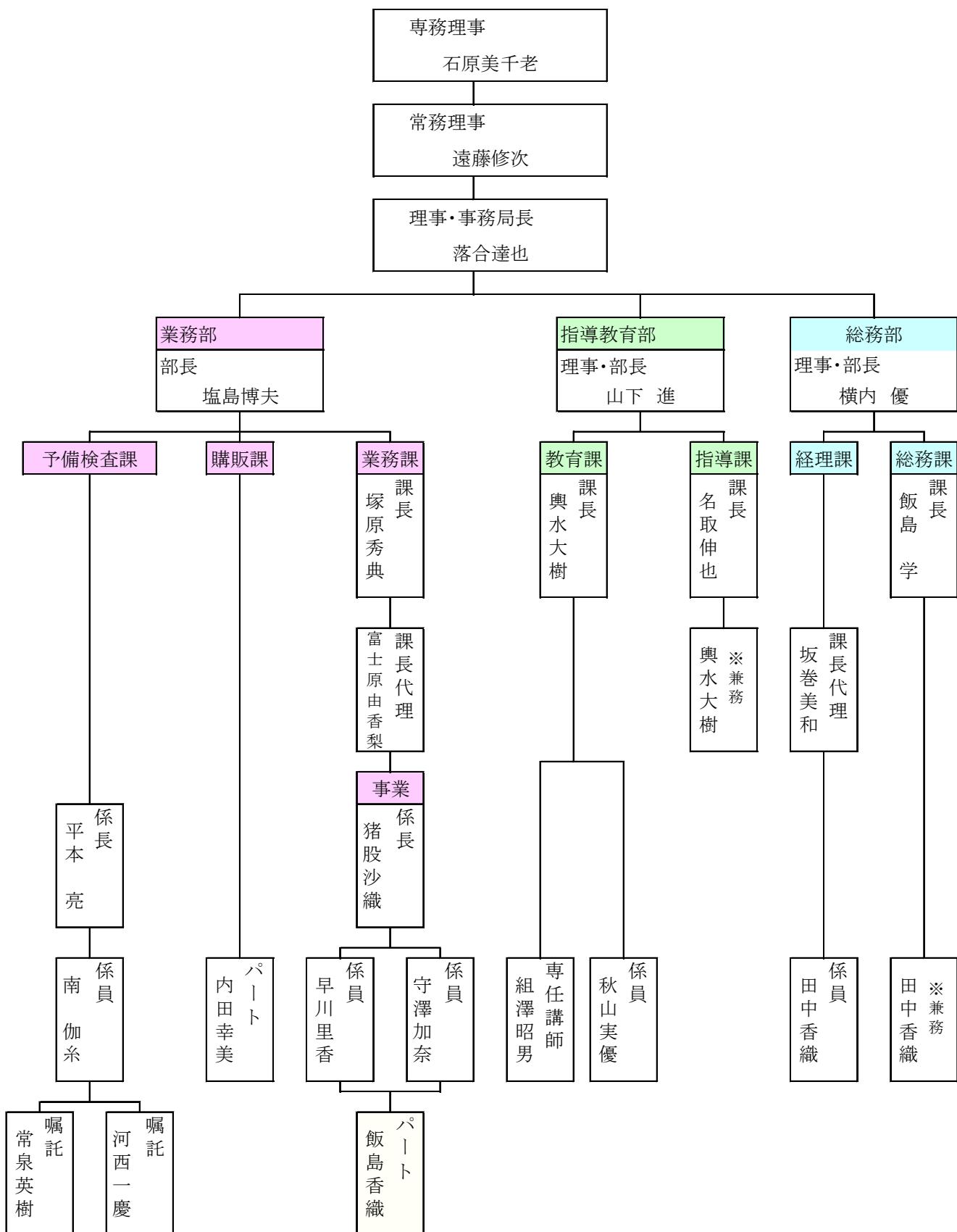
新 所 属	氏名	旧 所 属
軽自動車検査協会 静岡事務所 沼津支所 上級検査員	中山 亨	関東検査部 山梨事務所 自動車検査官
中国検査部 鳥取事務所 自動車検査官	坪田 真典	関東検査部 山梨事務所 自動車検査官補
関東検査部 登録確認調査員	高村 夕喜	関東検査部 山梨事務所 登録確認調査員
関東検査部 山梨事務所 自動車検査官	酒部 純弥	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 軽自動車検査員
関東検査部 山梨事務所 自動車検査官補	三浦 和樹	関東検査部 埼玉事務所 自動車検査官補
関東検査部 山梨事務所 登録確認調査員	中嶋 一馬	山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付(登録)

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

新 所 属	氏名	旧 所 属
関東運輸局 自動車技術安全部技術課付	富樫 則之	山梨事務所 所長
相模支所 総括検査員	輿石 直紀	山梨事務所 総括検査員
山梨事務所 所長	長島 敏弘	相模支所 業務課長
山梨事務所 主任検査員	佐田 彬	群馬事務所 主任検査員

事務局組織図について

令和5年4月3日現在



パート2名退職

会員の皆様へ

車検・定期点検割引クーポンの精算について

昨年10月15日(土)に開催した「車ふれあい祭2022」において実施した「定期点検サポートキャンペークーポン」の賞品として下記の「車検・定期点検割引クーポン(5,000円割引券)」を当選された50名の皆様に送付しました。

この割引クーポンは、車検・定期点検及び一般整備(オイル交換等)時の料金割引クーポンとなります。

ご利用がありましたらクーポン券裏面の記載内容をご確認の上、料金の精算にご協力をよろしくお願いします。

割引クーポン表面



割引クーポン裏面

お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期限は、令和5年11月30日とします。
- 車検・定期点検料金から5,000円を割引します。
- この割引券は、現金とのお引き換え及び釣り銭のお返しはしません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は当会にて適切に管理し、その他の目的には使用致しません。
- 本券は1回の使用に1枚です。
また複数枚の場合は使用できません。



実施された自動車整備工場へ

- 割引券の利用があった場合は、請求金額から5,000円(税込)を割引して下さい。
- 下記の必要事項をご記入の上、振興会に割引券を持参し精算して下さい。
- 精算の期限は令和5年12月28日までとします。

〈工場記入欄〉

お客様のお名前

認証番号

8-

車両番号

実施工場名



**車検・点検整備は
AMS看板の県下整備工場へ**

(一社)山梨県自動車整備振興会
笛吹市石和町唐柏790 (TEL055-262-4422)

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

標記について、国土交通省より、令和5年7月3日より、自動車使用者等に対し、前面ガラスに貼り付けて表示する検査標章の表示箇所は、前方かつ運転者席から見易い位置として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう周知されたい旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

自動車ユーザーの皆様へ

令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「**前方かつ運転者席から見やすい位置**」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただけますようお願いします。

新しい貼り付け位置

(前方かつ運転者席から見やすい位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外：ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



車検ステッカーイメージ

車外前方
から見た
イメージ



車室内
から見た
イメージ



国土交通省 自動車局 整備課

携帯メールを利用した情報配信サービスをご利用ください

現在振興会・商工組合からの情報は、会報とホームページで提供しておりますが、会員の皆様の携帯電話へメールで、研修・講習などの日程やその他お知らせを配信するサービスを開始しました。

「受講を忘れていた」や「受講日を知らなかった」などを防げるサービスです。

お申し込みは、次のとおり簡単でスピーディーに登録できますので、是非ご利用下さい。

なお、ガラケー・スマートフォン、どちらでもご利用できます。

登録の手順

①携帯電話から下のQRコードを読み取るとメール作成画面に切り替わり、宛先に空メール用のメールアドレスが自動的に挿入されます。そのアドレスに空メールを送信します。

②本登録用アドレスが記載されたメールが返ってきますので、本登録用アドレスにアクセスし必要事項を入力して登録します。

③登録が完了しサーバーにリスト化され、登録完了メールが届きます。

登録完了メール以降、随時、携帯電話へ各種情報がメール配信されます。

(タイトルが表示されない機種もあります。)

※なお、メールが届かない場合は、携帯電話のメール受信設定等をご確認下さい。

(例：迷惑メールフィルター・メール拒否設定など)

配信情報の例

1. 整備主任者（法令）研修
2. 整備主任者（技術）研修
3. 検査員研修
4. 検査員教習
5. 技術講習所案内
6. 各種研修会（スキャンツール・ウインチ運転者・ハイブリッド・EV車整備）
7. ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供
8. 商工組合商品

